

鳥取市水道局建設工事入札参加資格者格付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市水道局建設工事入札参加資格審査要綱（平成17年6月14日制定）第4条第2項の規定による導送配水管布設工事（水道施設工事のうち、導水管、送水管、配水管を布設する工事をいう。以下「工事」という。）の有資格者の格付（以下「格付」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(格付等級)

第2条 格付は、A級、B級及びC級の3等級に区分して行う。

(格付の方法)

第3条 格付は、次に定めるところにより行う。

- (1) 次条の規定により各有資格者の技術力、実績、姿勢等を総合的に評価・採点した点数（以下「総合点数」という。）を算定し、最下位の等級以外の等級については、総合点数が当該等級ごとに水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める基準点数以上となる者（上位の等級に格付する者を除く。）を当該等級に格付する。
- (2) 前号の規定にかかわらず、有資格者であった者が引き続き有資格者となる場合（以下「継続格付の場合」という。）において、その者が前号の規定によれば前回の格付における等級より2等級上位の等級に格付されるときは、前回の等級より1等級上位の等級に格付し、継続格付の場合以外は、最下位の等級に格付する。
- (3) 最上位の等級に格付する者は、公益社団法人日本水道協会から配水管技能者登録証（耐震登録）の交付を受けた者を常に3人以上備えるものとする。ただし、その入札参加資格の有効期間中に当該要件を具備しなくなった場合において管理者が別に定める措置を講じなかったときは、当該要件を具備するまでの間入札の指名を回避する。
- (4) 第1号及び第2号の規定によれば最上位の等級に格付されることになる者が、前号に定める要件を具備していないときは、その者は当該等級の直近下位の等級に格付する。

(総合点数)

第4条 総合点数は、次項の規定により算出した点数（以下「客観点数」という。）と第3項の規定により算出した点数（以下「主観点数」という。）を合計した点数とする。

2 客観点数は、有資格者が格付の直前に受けた経営事項審査（管理者が別に定める期間内のいずれかの日を審査基準日とするものに限る。）の評点及び当該審査基準日の直前の審査基準日における経営事項審査の評点の平均点とする。

3 主観点数は、格付を行う日（以下「格付日」という。）における次に掲げる加点及び減点を合計した点数とする。

(1) 工事成績による加点

有資格者が行った工事（鳥取市水道局（以下「水道局」という。）が発注し、鳥取市水道局工事検査規程（平成13年鳥取市水道事業管理規程第4号。以下同じ。）に基づく完成検査が格付日の属する年の5年前の年の1月1日から格付日の属する年の前年の12月31日までの間に行われ、その結果に基づいて工事成績の評定が行われた工事（随意契約における工事を除く。）をいう。）に係る当該評定の点数の平均点（以下「5年平均工事成績」という。）に3を乗じて得た点数とする。ただし、5年

平均工事成績の対象期間内に対象となる工事が無い有資格者にあつては、その者の前回の格付の等級（前回の格付が無い有資格者にあつては、最下位等級とする。）に格付されていた有資格者の、格付日の属する年の最も直前の年の平均工事成績の平均点と最低点（65点未満のときは、65点とする。）を合計した点数を2で除して得た点数（当該点数に小数第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に3を乗じて得た点数とする。

（2）修理工事等による加点及び減点（130点を限度とする。）

格付日の属する年の前年及び前々年に有資格者が行った水道局が発注する公道漏水修理等の評価について、次のア及びイに応じて算定した加点及び減点の合計点数。

ア 施工状況による加点

項 目		点 数	
施工実績 (90点を限度とする。)	公道漏水修理（昼）	70点	1件につき3点
	休日・夜間対応（公道漏水・屋内漏水）		公道漏水修理1件につき4点 屋内漏水修理1件につき2点
	屋内漏水修理（昼）	15点	1件につき0.5点
	緊急依頼 （公道漏水・寒波対応）	10点	公道漏水修理1件につき5点 寒波対応の屋内漏水修理1件につき2点
公道漏水及び給水装置漏水修理待機業務		30点	
公道漏水修理業務		10点	
合 計		130点を限度とする。	

イ 施工状況に応じ、市民から苦情があつたときに減点 2点

（3）給水装置工事による加点及び減点（30点を限度とする。）

格付日の属する年の前年及び前々年に有資格者が行った水道法（昭和32年法律第177号）第3条に定める給水装置工事の評価について、次の表に応じて算定した合計点数。

項 目		点 数
加点	給水装置工事しゅん工	1件につき0.5点
	給水管分岐工事	1件につき3点
減点	給水装置工事完成処理遅延	しゅん工検査後2か月以上未提出1件につき2点
	掘削完了届提出遅延	掘削日から3か月以上未提出1件につき2点
	工事申込内容未協議変更	1件につき0.5点
	分岐工事施工不良	1件につき10点
合 計		30点を限度とする。

（4）優良建設工事等に係る加点（20点を限度とする。）

次に掲げる項目によりそれぞれ算定して得た合計点数

ア 5年平均工事成績による加点

有資格者の5年平均工事成績が全有資格者の5年平均工事成績を超える場合は、次式により算出された点数

$$\text{加点点数} = (\text{有資格者の5年平均工事成績} - \text{全有資格者の5年平均工事成績}) \times 2$$

イ 工事施工条件等による加点

有資格者が行った工事（水道局が発注し、鳥取市水道局工事検査規程に基づく完成検査が格付日の属する年の前年及び前々年に行われ、その結果に基づいて工事成績の評定が行われた工事（随意契約における工事を除く。）をいう。）における現場の施工条件等に応じ、次式により算出された点数

$$\text{加点点数} = \text{割増点} \times \text{当該工事成績} \div 100$$

[注] 割増点とは、工事現場ごとに管理者が別に定めるところにより算定した点数をいう。

ウ 随意契約における工事の平均工事成績による加点

有資格者が行った工事（水道局が随意契約で発注し、鳥取市水道局工事検査規程に基づく完成検査が格付日の属する年の前年及び前々年に行われ、その結果に基づいて工事成績の評定が行われた工事をいう。）に係る当該評定の点数の平均点に応じ、次の表に掲げる点数

平均工事成績	点数
90点以上	5点
75点以上90点未満	3点

エ 優良建設工事表彰による加点

水道局が発注した工事において、格付日の属する年度の前年度及び前々年度に鳥取市水道局優良建設工事表彰要領（平成25年7月1日制定）に基づく表彰を受けた者 1件につき 5点

(5) 研修受講による加点（30点を限度とする。）

格付日の属する年の前年及び前々年に行われた下記の研修の受講者（管理者が別に定めるところにより受講効果が認められた者に限り、イの研修にあつては、有資格者の常勤役員（有資格者が個人の場合は、代表者）に限る。）の所属する有資格者について、管理者が別に定めるところにより算定した点数をもって次式のとおり算定を行う。

$$\text{研修受講点数} = (\text{前年点数} + \text{前々年点数}) \div 2$$

ア 建設工事の施工技術に関する研修、その他建設業者の技術者等実務従事者が受講するのが効果的な技術に係る研修

イ 建設業の経営に関する研修、その他建設業者の経営幹部が受講するのが効果的な研修

ウ 人権問題や同和問題に関する研修、その他建設業者の経営幹部と実務従事者の両方が受講するのが効果的な研修

エ 管理者が指定する研修

(6) 行政処分等による減点

ア 格付日の属する年の前年及び前々年に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく行政処分を受けた者 処分の種類に応じ次に定める点数を限度とする。

(ア) 営業停止 10点

(イ) 指示処分 7点

イ 格付日の属する年の前年及び前々年に管理者から指名停止の措置を受けた者

指名停止の期間に応じ次に定める点数を限度とする。

(ア) 1か月以内 5点

(イ) 1か月を超え3か月以内 10点

(ウ) 3 か月を超え 5 か月以内 15 点

(エ) 5 か月を超える場合 25 点

ウ その他管理者が悪質と認める法令違反を犯した者
管理者が別に定める点数（15 点を限度とする。）

(7) ISO 認証取得等による加点

国際標準化機構の制定する ISO 9001 若しくは ISO 14001 又は鳥取県の制定する鳥取県版環境管理システム（TEAS）I 種の認証を取得している者 5 点

(8) 男女共同参画推進等による加点

鳥取県が定める「鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱」又は鳥取市が定める「鳥取市男女共同参画かがやき企業認定要綱」により認定を受けた者 それぞれ 5 点

(9) 配水管技能者登録による加点（15 点を限度とする。）

公益社団法人日本水道協会の「配水管技能者名簿」に登録された配水管技能者のうち登録区分に耐震登録されているものを有する者

登録者数に応じ次に定める点数

ア 1 人目 3 点

イ 2 人目から 1 人につき 2 点

(10) 緊急対応工事による加点（5 点を限度とする。）

水道局が発注した工事において、格付日の属する年の前年及び前々年に迅速性が重視される緊急対応工事（緊急時における建設工事の発注方法の要領（平成 11 年 4 月 1 日制定）に定める工事をいう。）の完成検査が行われ、その結果に基づいて工事成績の評定が行われたとき 5 点

(11) 変更届の提出遅延による減点

継続格付の場合において、その入札参加資格の有効期間中に入札参加資格、格付、契約業務等に影響する変更届の提出遅延、未提出が発生した場合は次に定める点数を限度とする。

ア 提出遅延が 1 回目（1 か月を超えて 3 か月未満）の場合 0 点

イ 提出遅延が 1 回目（3 か月以上）の場合 5 点

ウ 提出遅延が 2 回目以降の場合 2 回目以降の遅延 1 回につき 5 点をア又はイの点数に加算した点

エ 変更届の未提出を確認した場合 10 点

（降格及び昇格）

第 5 条 格付は、次に掲げる場合において、それぞれに定めるところにより降格又は昇格させるときを除き、その有効期間中は変更しない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当するに至った者について、管理者が必要であると認めたときは、下位の等級に降格させる。

(2) その他管理者が特に必要と認める場合は、必要と認める範囲内で降格又は昇格させる。

（名簿登載等）

第 6 条 第 3 条の規定により格付を行い、又は前条の規定により格付を変更した場合には、格付等級、総合点数及びその他の項目を本人に通知し、格付名簿を作成したときは、速やかに公表するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年5月29日から施行し、平成21年度以降の格付から適用する。

(格付等級の区分が4等級から3等級になったことに伴う経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の鳥取市水道局建設工事入札参加者格付要領の規定により、D級に格付されたものに対する改正後の要綱第3条第2号の規定による継続格付については、同号の規定にかかわらず、最下位の等級に格付する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行し、この要綱による改正後の鳥取市水道局入札参加資格者格付要綱の規定は、平成25年度以降の格付（当該格付が適用される年度を平成25年度以降とするものをいう。）から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行し、この要綱による改正後の鳥取市水道局入札参加資格者格付要綱の規定は、平成27年度以降の格付（当該格付が適用される年度を平成27年度以降とするものをいう。）から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年10月21日から施行し、この要綱による改正後の鳥取市水道局入札参加資格者格付要綱の規定は、平成29年度以降の格付（当該格付が適用される年度を平成29年度以降とするものをいう。）から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月6日から施行し、この要綱による改正後の鳥取市水道局入札参加資格者格付要綱の規定は、平成31年度以降の格付（当該格付が適用される年度を平成31年4月1日以降とするものをいう。）から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月10日から施行し、この要綱による改正後の鳥取市水道局入札参加資格者

格付要綱の規定は、令和３年度以降の格付（当該格付が適用される年度を令和３年度以降とするものをいう。）から適用する。